

未来社会創造事業

大規模プロジェクト型

「高温超電導線材接合技術の超高磁場 NMR と
鉄道き電線への社会実装」における

『高温超電導線材をつなぐ実用的新規接合方法の開発』

研究開発提案募集のご案内

[公募要領]

プログラム マネージャー

前田 秀明

平成 30 年 1 月

公募概要

研究開発課題名：

「高温超電導線材接合技術の超高磁場 NMR と鉄道き電線への社会実装」

PM: 前田 秀明

公募する研究開発内容：

「高温超電導線材をつなぐ実用的新規接合方法の開発」

長尺線材で市販されている Bi2223 と REBCO に関わる接合技術開発を対象とし、具体的には Bi2223 線材間、REBCO 線材間、Bi2223-REBCO 線材間およびこれらと NbTi 線材の接合が開発対象になります。実用的な接合技術とは、接合特性に優れるだけでなく、超電導機器、設備の製作現場で作業が可能で比較的短時間で接合が形成できる方法であることを意味します。このほか、接合設計に生かせる接合部の物性評価やその解析および接合設計の方法など学理面の新しい提案も公募対象とします。

応募方法：HP からの申請書提出

公募情報 HP:

<http://www.jst.go.jp/mirai/jp/application/research/setsugo29/>

<https://form.jst.go.jp/enquetes/setsugo01>

公募期間：平成 30 年 1 月 15 日（月）－平成 30 年 2 月 16 日（金）

締切：平成 30 年 2 月 16 日（金）正午

審査～研究開発開始のスケジュール（予定）：

2 月下旬 書面審査

3 月上旬 選定機関への通知

4 月～ 委託研究契約締結・研究開発の開始

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施しているeラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan eラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、申請時に応募入力フォーム上で修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan eラーニングプログラムを修了している場合
JST の事業等において、CITI Japan eラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、申請時に応募入力フォーム上で修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan eラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講は、平成 29 年度公募申請用 CITI ウェブサイトから行ってください。

(公募申請用 CITI <https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>)

※受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu[at]jst.go.jp

(※スパムメール対策をしています。送信の際は[at]を@に換えてください。)

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発改革推進部 超電導接合技術公募担当

E-mail : kaikaku_mirai[at]jst.go.jp

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

I.	募集について	1
1.	未来社会創造事業大規模プロジェクト型とは	1
2.	本研究開発課題について	1
3.	提案を求める研究開発について	1
II.	応募/選考について	3
1.	応募について	3
(1)	応募要件等	3
(2)	応募方法	3
(3)	研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	4
2.	選考について	5
(1)	選考の流れ	5
(2)	選考の基準	5
III.	研究開発の実施について	6
1.	研究開発計画の作成	6
2.	委託研究契約	6
3.	研究開発費	6
(1)	研究開発費（直接経費）	6
(2)	間接経費	7
(3)	複数年度契約と繰越制度について	7
4.	採択された研究開発提案者の責務等	7
5.	研究開発機関の責務等	9
(1)	研究開発機関が国内機関の場合	9
(2)	研究開発実施機関が海外機関の場合	11
(3)	間接経費の配分を受ける研究開発機関の場合	11
6.	その他留意事項	11
(1)	博士課程（後期）学生の処遇の改善について	11
(2)	若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	12
(3)	研究設備・機器の共用促進について	13
(4)	年度末までの研究期間（研究実施）の確保について	14
IV.	研究開発提案書の記入要領	15
1.	研究開発提案書（様式）の記入要領	15
V.	応募に際しての注意事項	25
1.	研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	25
2.	研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	28
3.	不合理な重複・過度の集中に対する措置	28
4.	不正使用及び不正受給への対応	30
5.	他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置	31
6.	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制	

整備について	32
7. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について	32
8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	33
9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	33
10. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	33
11. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置	34
12. 人権の保護および法令等の遵守への対応について	36
13. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	37
14. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	38
15. researchmap への登録について	39
16. JREC-IN Portal のご利用について	43
17. 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について	44
18. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	45

I. 募集について

1. 未来社会創造事業大規模プロジェクト型とは

未来社会創造事業大規模プロジェクト型では、科学技術イノベーションに関する情報を収集・分析し、現在の技術体系を変え、将来の基盤技術となる技術テーマを文部科学省が特定し、その技術に係る研究開発に集中的に投資して技術実証研究を行います。

大規模プロジェクト型は研究開発代表者をプログラマージャー(PM)と呼称します。PMは、自らが指揮する研究開発課題及び研究開発体制全体に責任を持ち、その進捗管理・指導等を行い、目標の達成に向けて研究開発を推進します。

2. 本研究開発課題について

○研究開発課題の概要

「高温超電導線材接合技術の超高磁場 NMR と鉄道き電線への社会実装」

高温超電導線材は、冷却コストが安く、高い磁場を形成できる革新的な技術であるが、数百メートル単位でしか製造できないことが社会実装のボトルネックになっている。本開発課題では、高温超電導線材を超電導接合または極低抵抗接合する技術を確認し、世界最高磁場 NMR マグネットと、鉄道用超電導き電ケーブルに実装して実用性と有効性を検証する。これにより、超電導技術の社会実装と、医療や材料科学の発展に貢献する。

3. 提案を求める研究開発について

本公募において、提案を求める研究開発は以下の通りです。

○「高温超電導線材をつなぐ実用的新規接合方法の開発」

(概要)

本研究開発課題では超電導線材間の実用的な超電導および超低抵抗接合技術を開発します。以下の趣旨に沿った接合方法やその評価、解析、設計方法など、新しい提案を公募します。

(i) 提案を求める研究開発課題の内容

プロジェクトにおける公募研究開発の必要性：高温超電導線材をつなぐ接合技術開発は本格的に始まったところあり、現在、接合方法や評価・解析方法について少数の方法でのみ検討が進められています。つまり、より優れた接合方法、より有効な評価、解析、設計方法が見つかれば、本プロジェクトにおける接合設計、作製に生かせる可能性があります。よって、本プロジェクトの成果を高めより実用的な接合技術を確認するために、様々なアイデア、技術に基づいた研究開発提案を公募します。

提案を求める研究開発の内容：長尺線材で市販されている Bi2223 と REBCO に関わる接合技術開発を対象とし、具体的には Bi2223 線材間、REBCO 線材間、Bi2223-REBCO 線材間およびこれらと NbTi 線材の接合が開発対象になります。実用的な接合技術とは、接合特性に優れるだけでなく、超電導機器、設備の製作現場で作業が可能で比較的短時間で接合が形成できる方法であることを意味します。このほか、接合設計に生かせる接合部の物性評価やその解析および接合設計の方法など学理面の新しい提案も公募対象とします。

達成を求める目標・スペック：超電導接合の場合は 100 A 通電時に自己磁場下で 10^{-13} Ω 以下、1 T の磁場下で 10^{-12} Ω 以下になる接合が、超低抵抗接合においては液体窒素温度で 100 A 通電時に 10^{-9} Ω 以下の接合が最終開発目標になります。予察研究を進められている場合、目標に遠い特性であっても構いません。目標達成が見通せる提案であるかどうかを重視します。評価、解析、設計に関わる提案ではこの目標値に適した方法であることが条件になります。

- (ii) 予定する研究開発期間
平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
ただし、毎年研究進捗を確認し、翌年度に契約を延長するかを検討します。
- (iii) 予定する研究費
200 万円～250 万円／年※
※直接経費のみ。間接経費は原則 30%を別途措置します。

II. 応募/選考について

1. 応募について

(1) 応募要件等

(i) 研究開発提案者の要件

- a. PMの研究開発構想を実現するために、PMが提示する研究開発内容の達成に向けて、単独の研究機関により研究開発を推進できる研究者であること。

※単独の研究機関による申請を原則とします。

なお、超電導分野ではない異分野の研究者からの提案も受け付けます。接合部の性能評価などについて、既に本プロジェクトに参画している研究グループの協力を必要に応じて得ることができます。

- b. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募時まで修了していること。

申請時以前に所属機関で研究倫理講習を受けている方や、過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合は、申請時に提案書様式内で修了していることを申告してください。所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。詳しくは、「V 応募に際しての注意事項」(25 ページ-)をご参照ください。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

(ii) 研究開発提案者と選考に関わる者の利害関係について

公正で透明な評価を行う観点から、JST の規定に基づき、研究開発提案者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

- ① 研究開発提案者等と親族関係にある者。
- ② 研究開発提案者等と大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一の部署に所属している者。
- ③ 研究開発提案者等と緊密な共同研究開発を行う者（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバーあるいは研究開発提案者等の他の研究プロジェクトの中での研究分担者など、研究開発提案者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）。
- ④ 研究開発提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- ⑤ 研究開発提案者等の研究開発課題と直接的な競争関係にある者。
- ⑥ その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 応募方法

提案は、下記 HP の提案申請サイトより提案書をアップロードいただくことで行います。

公募 HP : <http://www.jst.go.jp/mirai/jp/application/research/setsugo29/>

提出物：

研究開発提案書 1 部

締切：平成 30 年 2 月 16 日（金）12 時（正午）

(3) 研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究開発提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

○採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究開発課題名、所属研究開発機関名、研究開発責任者名、予算額および実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。研究開発課題の採択にあたり、研究開発責任者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨等を公表する予定です。

なお、採択課題の研究開発提案書は、採択後の研究開発推進のために P M、J S T が使用することがあります(上記公表予定情報以外の情報について、公開するものではありません)。

○e-Rad から内閣府への情報提供等

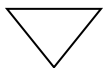
第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

2. 選考について

(1) 選考の流れ

P Mが、外部の有識者の協力を得て、書類審査、面接審査により選考を行います。必要に応じて、その他の調査等を行う場合があります（研究開発提案者及び研究開発担当者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります）。この選考に基づき、P Mは研究開発機関を選定します。

公募締切	2月16日（金）正午必着
①書類選考、研究開発機関の選定 	2月下旬頃 P Mが応募された提案書類を審査し、研究開発機関を選定します。
② 研究開発機関決定	3月上旬頃 P Mの選定結果に基づき、J S Tが承認を行います。

選考は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守します。なお、選考の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 選考の基準

選考における評価項目及び基準は以下のとおりです。

- a. 研究開発の目標、達成時期及び計画の妥当性。
- b. 研究開発の実施体制、実施規模の妥当性。
- c. その他P Mが定める事項。

III. 研究開発の実施について

1. 研究開発計画の作成

採択後、研究開発提案者は、PMの指示に従って研究開発計画を作成します。研究開発計画には研究開発費や研究開発グループ構成が含まれます。

※ 研究開発計画で定める研究開発体制および研究開発費は、運営統括による技術テーマのマネジメント、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究期間の途中で見直されることがあります。

2. 委託研究契約

- a. 採択後、原則として JST は研究開発提案者の所属する研究開発機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究開発機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究開発費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究開発機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「III. 5. 研究開発機関の責務等」(9 ページ-)をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究開発機関が遵守すること等を条件として、原則として研究開発機関に帰属します。ただし、海外の研究開発機関に対しては適用されません。

3. 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）及び間接経費（直接経費の 30%が上限）を、委託研究開発費として研究開発機関に支払います。

(1) 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- ① 物品費：新たに設備注・備品・消耗品等を購入するための経費
- ② 旅 費：研究担当者（研究開発代表者・主たる共同研究者）および研究開発計画書記載の研究参加者等の旅費
- ③ 人件費・謝金：研究参加者の人件費・謝金
但し、研究担当者（研究開発代表者・主たる共同研究者）、国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者で重複する人件費を除く
- ④ その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

注）新たな研究設備・機器の購入にあたっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下、「機器共用システム」という）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「III. 6. その他留意事項」(11 ページ-)をご参照ください。

※ 研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・ 研究目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大

学、公的研究開発機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究開発機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

＜未来社会創造事業 事務処理説明書＞ 下記 URL に掲載しております。

<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

＜文部科学省 府省共通経費取扱区分表＞

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

※ 研究員等の雇用に際しては「若手の博士研究員のキャリアパス支援」及び「博士課程（後期）学生の処遇の改善」にご留意ください。詳細は、「III. 4. 採択された研究開発提案者の責務等」（7 ページ）及び「III. 6. その他留意事項」（11 ページ）をご参照ください。

(2) 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究開発機関の管理等に必要な経費であり、研究開発費（直接経費）の 30% を上限として措置されます。研究開発機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保する必要があります。

(3) 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究開発費の繰越や年度を跨ぐ調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています。

なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究開発機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります。

4. 採択された研究開発提案者の責務等

① JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

② 提案した研究開発課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認の上、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出いただきます。

(i) 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。

(ii) 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。

(iii) 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（CITI Japan e - ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。

詳しくは、「V. 1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（25 ページ）をご参照ください。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

- ③ 研究開発提案者および研究参加者は、研究上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を修了することになります。詳しくは、「V.1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」（25 ページ-）をご参照ください。
- ④ 研究開発提案者には、自身の研究グループの研究開発費の管理〔支出計画とその進捗等〕を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。
学生が参加する場合には、指導教員も JST との委託研究契約における研究開発実施者としての責任を負っていただきます。例えば、不正行為等を学生が行った場合、その責任は学生のみならず指導教員も負うこととなります。
- ⑤ 研究開発提案者は、研究参加者や、研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- ⑥ 研究開発提案者は、研究開発費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。
詳細は、「III.6. その他留意事項」（11 ページ-）をご参照ください。
- ⑦ 研究開発成果の取り扱い
- (i) 国費による研究であり、研究開発の成果を社会・企業等へ円滑に引き渡すためにも、知的財産権の適切な取得をすすめ、国内外での研究開発成果の発表も積極的に行ってください。知的財産権は「知的財産マネジメント基本方針」を遵守し適切な取得・管理・運用を行ってください。なお、知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願（または申請）していただきます。
 - (ii) 研究開発実施に伴い得られた研究開発成果を論文等で発表する場合は、未来社会創造事業（大規模プロジェクト型）の成果である旨の記述を行ってください。
 - (iii) 「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」に基づいて、すべての重点公募テーマ・技術テーマで採択された研究者は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開、及び公開可能な研究データの運用指針を以下の項目毎にまとめた「データマネジメントプラン」を研究開発計画書と併せて JST に提出していただきます。また、上記方針に基づいてデータの保存・管理、公開 / 限定的公開 / 非公開 の実施を適切に行っていただきます。記入項目の詳細については、次の「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針 運用ガイドライン」をご覧ください。
http://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf
- ＜データマネジメントプランの記入項目＞
- ・ 管理対象となる研究データの保存・管理方針
 - ・ 研究データの公開・非公開に係る方針
 - ・ 公開可能な研究データの提供方法・体制
 - ・ 公開研究データの想定利用用途
 - ・ 公開研究データの利活用促進に向けた取り組み
 - ・ その他特記事項
- (iv) JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウム、本事業の重点公募テーマ・技術テーマ及び領域における、研究開発の連携促進・相乗効果を目指した横断的な活動やアウトリーチ活動等において、研究開発グループの研究者とともに参加し、研究開発成果の発表等をしていただきます。また、研究開発活動の推進の中で、

グローバルな活動・発信も積極的に行われることを期待します。

(v) 知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願（または申請）していただきます。

- ⑧ 科学技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との双方向コミュニケーション活動」に積極的に取り組んでください。「国民との双方向コミュニケーション活動」の取組みについては、中間評価、事後評価における評価項目の一部となります。
- ⑨ JST と研究開発機関との間の委託研究契約および JST の諸規定に従っていただきます。
- ⑩ JST は、研究開発課題名、研究参加者や研究開発費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)および内閣府（「II. 1. (3) 研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて」(4 ページ-)）へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究開発提案者等に各種情報提供をお願いすることがあります。
- ⑪ JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- ⑫ 未来社会創造事業に係る評価等や、研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

5. 研究開発機関の責務等

研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究開発機関（以下「参画機関」という。）から事前承諾を確実に得てください。

(1) 研究開発機関が国内機関の場合

- a. 研究開発機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究開発機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究開発機関における研究開発実施は認められません。※ 委託研究契約書の雛型は以下 URL に掲載しております。

<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究開発機関は、「研究開発機関における公的研究開発費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究開発機関の責任において公的研究開発費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。また、研究開発機関は公的研究開発費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（V. 6.「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について(32 ページ-)）。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- c. 研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成

26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究開発機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究開発機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります（V. 6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について（32 ページ-））。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究開発機関は、研究参加者に対して、上記 a. b. 記載のガイドラインの内容を研究参加者に十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究開発機関は、研究開発費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究開発機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります（科学研究開発費補助金を受給している研究開発機関は、委託研究開発費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究開発機関における科学研究開発費補助金の取扱いに準拠することが可能です）。
- f. 研究開発機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究開発機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究開発機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究開発機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。
また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。
- g. 研究開発機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究開発機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究開発費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。
- i. 研究開発機関が、国又は地方公共団体である場合、当該研究開発機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究開発機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施する必要があります（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究開発費の返還等の措置を講じる場合があります）。
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究開発機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究開発機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関に指示します。その場合、指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。
- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究開発契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

(2) 研究開発実施機関が海外機関の場合

- a. 研究開発機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%が上限となります）。また、委託研究契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究開発機関での研究が適切に実施されないと判断される場合には、当該研究開発機関における研究開発実施は認められません。

※ 海外機関用の委託研究契約書雛形等については、現在作成中です。今後、以下の URL に掲載する予定です。

<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究開発機関は、委託研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、研究開発機関の責任において適切に研究開発費の支出・管理を行うとともに、研究開発費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、研究開発機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- c. 研究開発機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）は適用されません）。これに伴い、知的財産権となり得る発明等がなされた場合は速やかに（10 営業日以内）に JST へ報告する必要があります。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト*1」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が委託研究契約を締結すべきでないと判断する場合があります。

(3) 間接経費の配分を受ける研究開発機関の場合

間接経費の配分を受ける研究開発機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類注）を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託研究開発機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります。

注）証拠書類は他の競争的資金等の間接経費と合算したもので構いません（契約単位毎の区分経理は必要ありません）。

6. その他留意事項

(1) 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期および第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用や TA（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

*1 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

これらを踏まえ、本事業では、博士課程（後期）学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

「第5期科学技術基本計画 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化 (1)人材力の強化 ①知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進 iii)大学院教育改革の推進」より抜粋

優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実する。大学及び公的研究開発機関等においては、ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善を進めることが求められる。国は、各機関の取組を促進するとともに、フェローシップの充実等を図る。これにより、「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」との第3期及び第4期基本計画が掲げた目標についての早期達成に努める。＜以下、省略＞

「第5期科学技術基本計画」

（概要）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5gaiyo.pdf>

（本文）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」

（平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会）

（概要）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/09/1366899_02.pdf

（本文）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/09/1366899_01.pdf

注）博士課程（後期）学生をリサーチアシスタント（RA）として雇用する際の留意点

- ・ 給与水準を年額では200万円程度、月額では17万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究開発費に計上してください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究開発機関にてご判断いただきます。上記の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 他制度にて、奨学金やRAとしての給与の支給を受けている場合でも、他制度及び研究開発機関で支障がなくJSTにおける業務目的との重複がなければ、従事時間に基づく経費の按分が可能であることを前提に複数資金を受給することも可能です。

(2) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」（平成23年12月20日 科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究開発費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手

の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。詳しくは「III. 4. 採択された研究開発提案者の責務等」(7 ページ-) 以下をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu10/toushin/1317945.htm

(3) 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、機器共用システムという）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究開発費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究開発費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究開発費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、文部科学省において全国的な施設・設備の共用を目的として実施している「先端研究基盤共用促進事業（共用プラットフォーム形成支援プログラム）」、「ナノテクノロジープラットフォーム」、「革新的ハイパフォーマン・コンピューティングインフラ（HPCI）」、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究開発機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究開発成果の持続的創出に向けた競争的研究開発費改革について（中間取りまとめ）」

（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究開発費改革に関する検討会）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○ 競争的資金における使用ルール等の統一について

（平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouuruu.pdf>

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「先端研究基盤共用促進事業（共用プラットフォーム形成支援プログラム）
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/pfkeisei.html>

(4) 年度末までの研究期間（研究実施）の確保について

年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応としています。

- ・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5月31日】とする。
- ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」の提出期限を、翌事業年度の【5月31日】とする。

※各研究開発機関は、上記対応が、年度末までの研究期間（研究実施）の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

IV. 研究開発提案書の記入要領

1. 研究開発提案書（様式）の記入要領

提出書類の一覧は、以下の通りです。次ページ以降の記入要領に従い、研究開発提案書を作成してください。提案書様式は必ずホームページよりダウンロードしてください。

様式番号	書類名
様式 1	研究開発提案書・表紙
様式 2	研究開発計画
様式 3	研究開発予算計画
様式 4	研究開発提案者
様式 5	他制度での助成等の有無
様式 6	人権の保護および法令等の遵守への対応

※ ファイルの容量は **2MB** 以内を目途に作成ください。

※ 提案書作成時に必ず「II.1. (1) . (ii) 研究開発提案者と選考に関わる者の利害関係について」(3 ページ-) をご確認ください。

※ 応募にあたっては、「V. 応募に際しての注意事項」(25 ページ-) をご理解の上、ご応募ください。

研究開発提案書・表紙（様式 1）

平成 29 年度募集「超電導接合技術」研究開発提案書

提案名（題目） ※20 文字程度	
研究開発期間	2018 年 4 月～ 年 月（ 年間）
希望する研究費 ※ 直接経費のみ記入	全期間での研究開発費総額 （ 千円）

研究開発提案者氏名	
所属機関・部署・役職	
本提案のエフォート	%
研究倫理教育に関するプログラムの受講状況 ※チェックしてください	☐ 受講済み ☐ 受講していない ※受講・修了していないと本募集に応募することができません。
PMとの利害関係 ※チェックしてください	(1) PMとの利害関係が ☐ ある ☐ ない ※利害関係がある場合は（様式 3）「6. その他」に具体的な内容を記載してください。
研究者番号	※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）より付与された 8 桁の研究者番号を記載
研究開発提案者の情報	URL : 著者 ID : ※研究開発提案者情報を収載しているホームページ（研究室ホームページ、researchmap ページ等）があれば URL を、また ORCID ID や Web of Science の Researcher ID、SCOPUS の著者 ID をご存知の方は、当該 ID を記載ください。

研究開発計画（様式2）

※青字の記入要領は記載時に削除してください。

1. 本研究で達成すべき事項

※本研究で達成すべき事項を 300 字程度で簡潔に記載してください。

2. 本研究の実施内容

※本研究の実施内容は、最大 2 ページ程度でまとめてください。

3. 本研究の実施体制

（1）研究開発提案者のグループの体制

研究開発 提案者氏名	研究機関名 1)	役職	エフォート 2)
〇〇 〇〇	〇〇大学 大学院〇〇研究科 〇〇専攻	教授	40%
研究開発 参加者氏名 3, 4)	所属	役職	
〇〇 〇〇		教授	
〇〇 〇〇		准教授	
〇〇 〇〇		講師	

1) 現在の所属機関と採択後研究を実施する機関が異なる場合には、研究を実施する機関を記載いただき、特記事項にてご事情をお知らせください。

2) エフォートには、研究者の年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記入してください。

3) 研究グループの構成メンバーについては、その果たす役割等について十分ご検討ください。

4) 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加してください。提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は、「研究員 〇名」といった記述でも結構です。

（1-1）研究開発構想における当該グループの役割

（1-2）特記事項

* 特別の任務等（研究科長等の管理職、学会長など）に仕事時間（エフォート）を要する場合には、その事情・理由を記入してください。

* 接合部の性能評価などについて、既に本プロジェクトに参画している研究グループの協力を求める場合は、具体的にその内容等を記入ください（ただし、対応の範囲については調整させていただきます）。

（次ページへ続く）

研究開発予算計画（様式3）

※青字の記入要領は記載時に削除してください。

- ・費目別の研究費計画と研究グループ別の研究費計画を年度ごとに記入してください。
- ・研究費は、本事業全体の予算状況、PMによるマネジメント、課題評価の状況等に応じ、採択時や研究期間の途中に見直されることがあります。
- ・研究チーム編成は、研究開発代表者の研究構想を実現するために必要十分で最適な編成を提案してください。共同研究グループを編成する場合、共同研究グループは研究構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に向けて大きく貢献できる必要があります。

○ 費目別の研究開発費計画（チーム全体）

	初年度 (H30. 4～ H31. 3)	2 年度 (H31. 4～ H32. 3)	3 年度 (H32. 4～ H33. 3)	合計 (千円)
設備備品費				
消耗品費				
旅費				
人件費・謝金 (研究員の数)	(名)	(名)	(名)	
その他				
直接経費 合計 (千円)				

※間接経費は、原則 30%を別途措置します。

(次ページへ続く)

- * 研究開発費の費目と、その使途は以下の通りです。
 - ・ 設備備品費：設備や備品を購入するための経費
 - ・ 消耗品費：消耗品を購入するための経費
 - ・ 旅費：研究開発代表者や研究参加者の旅費
 - ・ 人件費・謝金：研究員・技術員・研究補助員、RA(※)等の人件費、謝金
- * RA(リサーチアシスタント)については、募集要項「III. 6. (1) . 博士課程（後期）学生の処遇の改善について」（11ページ）をご参照ください。

○ 特記事項

- ・ 最適な費目毎の予算額・比率となるようご検討ください。
- ・ 人件費が研究費総額の 50%を超える場合、旅費が研究費総額の 30%を超える場合は、その理由を本項に記載してください。

（次ページへ続く）

○ 活用予定の主要設備(機器名, 設置場所)

○ 購入予定の主要設備 (1 件 500 千円以上、機器名、概算価格)

(記入例)

〇〇グループ

△△△△△△△△△△ 500 千円

△△△△△△△△△△ 500 千円

研究開発提案者（様式4）

※青字の記入要領は記載時に削除してください。

○ 研究開発提案者の基本情報

(フリガナ) 氏名			
国籍／性別		生年月日（西暦）	
所属機関・役職			
学歴 (大学卒業以降)	学歴： (記入例) 平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 平成〇〇年 博士（〇〇学）（〇〇大学）取得		
研究歴 (主な職歴と 研究内容)	職歴： (記入例) 平成〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇開発部（〇〇〇〇について開発） 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学特任准教授（〇〇〇〇に関する研究に従事） 平成〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇事業部（〇〇〇〇事業担当）		
その他特記すべき活動歴	(社会貢献活動、国際活動等本事業に関わる特記事項があれば任意記入)		

（次ページへ続く）

○ 提案者業績リスト

- ・本研究開発課題の提案に関連するこれまでの主要な論文・著書等の業績 10 件以内を、現在から順に発表年次を過去に遡って記載してください。
- ・論文についての記載項目は以下の通りとしてください。(著書の場合はこれに準じてください。)
- ・項目順は自由です。
- ・様式 3 で引用している論文は、論文名の前に「●」を記入してください。

＜研究開発提案者＞

(記入例)

- ・著者 (著者は全て記入してください。)、論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年

他制度での助成等の有無（様式5）

※青字の記入要領は記載時に削除してください。

※研究開発提案者および主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。募集要項「V.3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置」（28 ページ）もご参照ください。

※記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

（記入例）

研究開発提案者：○○ ○○

制度名	受給状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究期間	役割 (代表 / 分担)	(1) 本人受給研究費 (期間全体) (2) " (H30 年度予定) (3) " (H29 年度予定) (4) " (H28 年度実績)	エフォート (%)
未来社会創造事業（本提案）	申請			代表		
科学研究費補助金 基盤研究 (S)	受給	××による◇◇の創成 (○○○○)	H27.4 — H31.3	代表	(1) 100,000 千円 (2) 50,000 千円 (3) 25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
JST 戦略的創造研究推進事業 CREST	申請	××による◇◇の高機能化 (○○○○)	H29.10 — H35.3	分担	(1) 140,000 千円 (2) 35,000 千円 (3) 8,000 千円 (4) —	

- ・現在受給中または受給が決定している助成等について、本人受給研究費（期間全体）が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください。
- ・助成等が、現在受給中または受給が決定している場合は「受給」、申請中または申請予定であれば「申請」、と記入してください。
- ・「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- ・「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。
- ・「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載してください【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】。申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、未来社会創造事業（探索加速型）のみに採択されると想定した場合の、受給中・受給予定の助成等のエフォートを記載してください。探索加速型のエフォートと、現在受けている助成等のエフォートを合計して 100%を超えないようにしてください。
- ・必要に応じて行を増減してください。

（次ページへ続く）

人権の保護および法令等の遵守への対応（様式6）

※青字の記入要領は記載時に削除してください。

人権の保護および法令等の遵守への対応

※研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換えDNA実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

※チーム内に海外の共同研究グループが含まれる場合は、研究開発代表者グループおよび国内の共同研究グループの安全保障貿易管理に係る規程の整備状況について、必ず記載ください。

※なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

V. 応募に際しての注意事項

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発の中止、研究開発費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究開発提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の①～②のいずれかにより行ってください。なお、プログラムの修了証について、提出の必要はありません。

①所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム（CITI Japan e-ラーニングプログラムや JSPS 研究倫理 e ラーニングコースを含む）を申請時点で修了している場合は、提案書様式内で修了していることを申告してください。

② 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、提案書様式内で修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究開発提案募集ウェブサイトをご参照ください。英語版のプログラムも受講可能です。

（研究開発提案募集ウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/mirai/jp/application/research/setsugo29/>）

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、提案書様式内で修了していることを申告してください。

※研究倫理教育に関するプログラムは、各研究開発機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定いたしません。

（参考）平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）では、研究開発機関においては「研究倫理教育責任者」の設置などにより体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

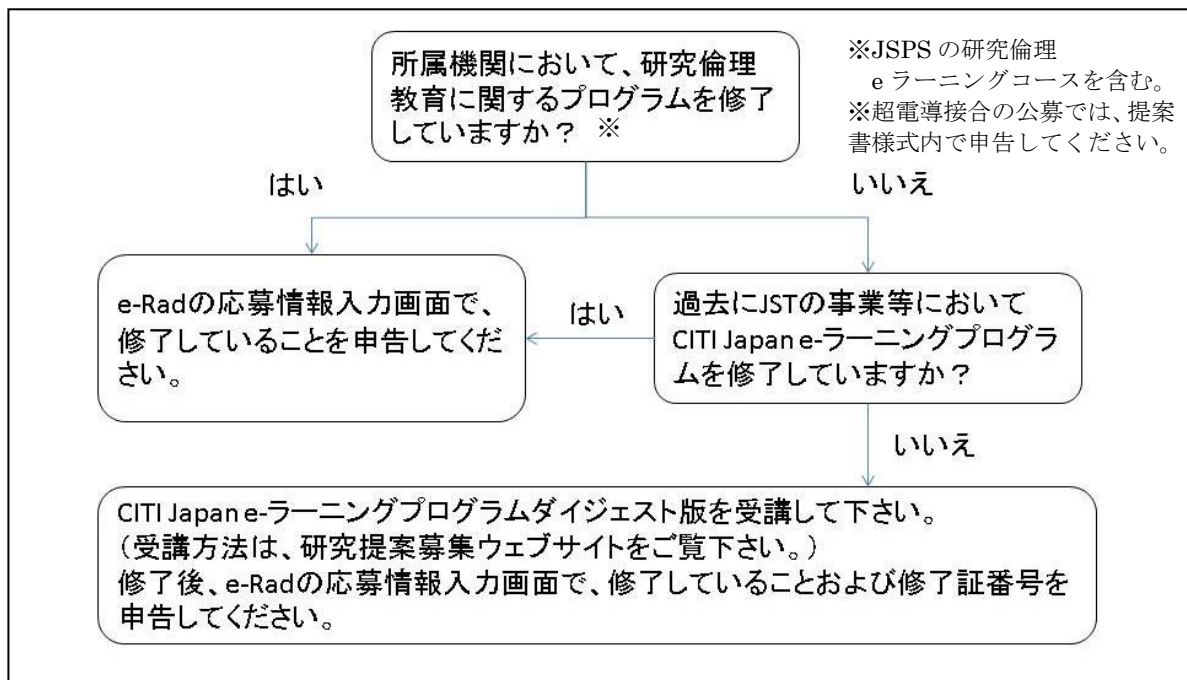
■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口
国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部研究公正課
E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 研究開発改革推進部
E-mail : kaikaku_mirai@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究開発提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



※CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストの修了番号の確認方法

メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。

※超電導接合の公募では、提案書様式内で「受講済み」で申告してください。

CITI Japan
Collaborative Institutional Training Initiative
CITI JAPAN PROGRAM

[メインメニュー\(Main Menu\)](#) | [ログアウト\(Log Out\)](#)

メインメニュー

- あなたのe-mailアドレスは XXXXXXXXXX です。氏名とメールアドレスの修正は [こちら](#) (Change my name and email address)
- パスワードの変更は [こちら](#) (Change my password)
- ユーザID変更履歴:

国立研究開発法人科学技術振興機構(申請用)
(Main)

受講コース (Course)	受講履歴 (Status)	修了レポート (Completion Report)
責任ある研究行為ダイジェスト(RCR Digest), Stage 1	必須(Required): 受講前 - 受講(Start)	未取得(Not Earned)

[受講コースの選択 \(Course Selection\)](#)

過去に修了したコース (Previously Completed Coursework)
過去に受講したコースの履修の閲覧や修了証の再発行を行うことができます。(View my previously completed modules list and Completion Reports)

[著作権](#) | [免責事項](#) | [CITI Japanについて](#) | [お問い合わせ](#)

↑ CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー

CITI JAPAN
COMPLETION REPORT

JST 事業申請用 / JST Apply カリキュラム 修了証

所属機関: 国立研究開発法人科学技術振興機構(申請用)
INSTITUTION: Japan Science and Technology Agency(apply)
受講者名: XXXXXXXXXX (ユーザID: XXXXXXXXXX)
(LEARNER) Email: XXXXXXXXXX@XXXXXXXXXX

責任ある研究行為ダイジェスト(RCR Digest):
修了年月日(Passed on) 2016/11/22 (Ref #6557238) ←修了証番号

単 元 名 (REQUIRED MODULES) *单元名に英語表記のあるものは英語教材が提供されている单元です。	完了日 (DATE COMPLETED)
責任ある研究行為ダイジェスト / < Digest Version > Responsible Conduct of Research	2016/11/22

上記のとおり、CITI Japan 教材の履修を修了したことを証明します。

CITI Japan プロジェクト
CITI JAPAN PROGRAM
発行月日(Printed on): 2016/11/22

↑ 修了証見本

なお、JST では、大規模プロジェクト型に参画する研究者等について「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。

採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関やJSTの事業等において、既

に CITI Japan e-ラーニングプログラムの指定単元を修了している場合を除きます）。

2. 研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

○研究開発提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

○採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究開発課題名、所属研究開発機関名、研究開発代表者名、予算額および実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

研究開発課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の研究開発提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究開発成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究開発成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究開発課題(競争的資金が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。以下同じ)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む)の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究開発費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という)を行うことがあります。

- ① 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む)の研究開発課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究開発課題の間で、研究開発費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先([kaikaku_mirai\[at\]jst.go.jp](mailto:kaikaku_mirai[at]jst.go.jp))まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあつ

た場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という）に当該年度に配分される研究開発費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の取消し等を行うことがあります。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究開発費が配分されている場合
- ② 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間*2）に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合（％）に比べ過大な研究開発費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先

([kaikaku_mirai\[at\]jst.go.jp](mailto:kaikaku_mirai[at]jst.go.jp)) まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

○科学研究開発費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究開発提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます（他制度での助成等の有無（様式5））。

これらの研究開発提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究開発提案の不採択、採択取消し、又は研究開発費の減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究開発提案の不採択、採択取り消し又は研究開発費の減額配分とすることがあります。

○上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

*2 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○研究開発提案者が平成 29 年度および平成 30 年度に他の制度・研究助成等で 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究開発提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問合せ ([kaikaku_mirai\[at\]jst.go.jp](mailto:kaikaku_mirai@jst.go.jp)) まで速やかに連絡してください。

4. 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

a. 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

b. 申請及び参加*3の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者*4に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。

*3「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

*4「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度		相当と認められる期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※ 1	1	個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2	1 以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※ 2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

※ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※ 2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

c. 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

【HP アドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

5. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度^{*5}において、研究開発費の不正使

^{*5} 他の具体的な対象制度については下記 URL の競争的資金制度一覧をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/>

用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成 29 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成 28 年度以前に終了した制度においても対象となります。

6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

○公的研究費の管理・監査の体制整備等について

本事業の応募、研究開発実施等に当たり、研究開発機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）*6 の内容について遵守する必要があります。

研究開発機関においては、上記ガイドラインに基づいて、研究開発機関の責任の下、研究開発費の管理・監査体制の整備を行い、研究開発費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

上記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

7. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究開発機関*7 では、標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託研究開発契約締結日までに、研究開発機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 29 年 6 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究開発機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記 HP に示された提出方法の詳細とあわせ、下記 HP を参照ください。）

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

*6 「研究開発機関研究開発機関における公的研究開発費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、ウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

*7 研究開発代表者研究開発代表者が所属する研究開発機関のみでなく、研究開発費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究開発機関も対象となります。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究開発機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究開発契約の締結手続きの中で、研究開発代表者は、本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究開発機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

10. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究開発機関*8は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という)を提出することが必要です(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません)。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、契約締結日までに、研究開発機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 29 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP を御覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページを参照ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

*8 研究開発代表者研究開発代表者が所属する研究開発機関研究開発機関のみでなく、研究開発費の配分を受ける主たる共同研究開発者主たる共同研究開発者が所属する研究開発機関研究開発機関も対象となります。

11. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

○契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託研究開発契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

○申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間 (特定不正が認定された年度の翌年度から*9)
特 定 不 正 行 為 に 関 与 した者	1. 研究開発の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1及び2を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)			当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

*9 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

○競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

○不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の概要（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の内容、研究開発機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究開発機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

12. 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究開発機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究開発機関との共同研究開発を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです（改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください）。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ・ ヒト ES 細胞の樹立及び分配に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 156 号）
- ・ ヒト ES 細胞の使用に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 157 号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
臨床研究に関する倫理指針（平成 15 年厚生労働省告示第 255 号）
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第

3号)

- ・ 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・ ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

13. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- 研究開発機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究開発機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究開発成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究開発機関による組織的な対応が求められます。

- 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- 経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究開発機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

14. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) *10では、国内の生命科学分野の研究者が生み出したデータセットを丸ごとダウンロードできる「生命科学系データベースアーカイブ」(<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/>)を提供しております。また、ヒトゲノム等のヒト由来試料から産生された様々なデータを共有するためのプラットフォーム「NBDC ヒトデータベース」(<http://humandbs.biosciencedbc.jp/>)では、ヒトに関するデータを提供しております。

生命科学分野の皆様の研究開発成果データが広く長く活用されるために、NBDC の「生命科学系データベースアーカイブ」や「NBDC ヒトデータベース」へデータを提供くださるようご協力をお願いします。

＜お問い合わせ先＞

科学技術振興機構 バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC)

アーカイブについては... dbarchive@biosciencedbc.jp

ヒトデータベースについては... humandbs@biosciencedbc.jp



生命科学分野のデータベースの利用・公開などについてもお気軽にご相談ください。



*10 バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)では、我が国の生命科学系データベースを統合して使いやすくするための研究開発やサービス提供を行っています。研究データが広く共有・活用されることによって、研究や開発が活性化されることを目指しています。

15. researchmap への登録について

未来社会創造事業（探索加速型・大規模プロジェクト型）では、JST が運営する研究者情報データベース（researchmap※）を業績情報のマスタデータベースとして、今後、実績報告等の様々な場面で活用していくことを予定しています。また、researchmap のコミュニティ機能を用いて各種ファイルの配布やイベントの案内などの事業運営で活用します。そのため、採択された研究開発代表者と主たる共同研究者の方は researchmap への登録が必須となりますので、未登録の方は早めの登録をお勧めします。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されております。researchmap への登録、業績情報等の登録・更新をお願いします。

※ researchmap（旧称 ReaD&Researchmap <http://researchmap.jp/>）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、平成 29 年 4 月現在、約 25.6 万人の研究者が登録しています。登録したプロフィール情報及び業績情報は、公的機関が運営するサービスとして継続的に安定的な運用を行っており、インターネットを通して公開しております。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなり研究活動の付帯作業が効率化されます。

researchmap での登録状況の確認方法とログイン方法については、以下(1)をご参照ください。登録のない方の新規登録方法については以下(2)を、登録がある方のパスワード再発行手順については以下(3)を、researchmap に登録した業績情報を用いて公募申請時の業績リスト等を作成する場合の業績データの出力手順については以下(4)をご参照ください。

①researchmap での登録状況の確認方法とログイン方法

①-1. すでに登録があるか、ご確認ください

ご自身が登録されていない場合でも、研究開発機関にて所属研究者を researchmap に登録している場合があります。researchmap トップページ 研究者検索より、氏名等で検索いただけます。

トップページ 研究者検索 : <http://researchmap.jp/search/>

検索結果から、ご自身の研究者情報であるかご確認ください。登録がない場合は以下(2)をご参照いただき、新規登録をお願いいたします。



researchmap

日本語 | English | 新規登録 | ログイン

ホーム ▶ 研究者検索 ▶ コミュニティ検索

研究者検索
絞りこみたい項目をチェック

エリア
北海道
東北
関東
中部
近畿
中国
四国
九州
その他

機関
国立研究機関
独立行政法人・国立研究開発法人等
大学共同利用機関法人
公設試験研究機関
▶ 学校機関
▶ 企業等

研究者氏名 科学 太郎
所属
研究キーワード
研究分野絞り込み 大分類 [指定なし] 中分類 [指定なし]
登録更新日 [] 以内

検索 クリア

検索結果 総件数 1件
1 2 3 4 5 >

カガク タロウ
科学 太郎
科学技術振興大学
教授

氏名
所属

- ①-2. 登録があり、ログイン ID・パスワードをご存じの場合
researchmap の研究者情報は、ログイン ID・パスワードでログインします。

The screenshot shows the researchmap website's login interface. At the top right, the 'ログイン' (Login) button is highlighted with a red box. A red arrow points from this button to the 'ログインID' (Login ID) input field. Below the ID field is the 'パスワード' (Password) field. There are 'ログイン' (Login) and 'キャンセル' (Cancel) buttons. Below these, there is a link for 'パスワード再発行' (Reset password) and a note '他の機関のIdPによるログイン' (Login with IdP from other organizations).

② 新規登録方法

②-1. 研究者番号をお持ちの場合

researchmap トップページ画面右上の「新規登録」リンクをクリックし、研究者番号やその他の事項をご記入いただき、新規登録をお願いいたします。

The screenshot shows the researchmap website's registration page. At the top right, the '新規登録' (New Registration) button is highlighted with a red box. A red arrow points from this button to the registration form. The form is titled '会員受付' (Member Acceptance) and contains the following fields and instructions:

- 科研費研究者番号***: A text input field. Below it are three radio buttons: ☒ 非公開にする (Keep private), ☐ 公開する (Make public), and ☐ 研究者のみ公開 (Make public only for researchers).
- ログインID***: A text input field. Below it is a red instruction: '英数4文字以上の文字列になるように選んでください。' (Please choose a string of 4 or more alphanumeric characters).
- 氏名(日本語)***: A text input field.
- 氏名(English)***: A text input field.
- パスワード***: A text input field.
- パスワード確認***: A text input field. Below it is a red instruction: '大小英字、数字、記号すべて組み合わせた8文字以上の文字列を設定してください。' (Please set a string of 8 or more characters combining uppercase and lowercase letters, numbers, and symbols).

②-2. 研究者番号をお持ちではない場合

researchmap トップページ画面左側の「新規登録について」リンクをクリックし、「科研費研究者番号をお持ちでない方向け、新規登録フォーム」をご利用ください。研究者であることを確認するため、主要な論文（または書籍）のタイトルとジャーナル・紀要名（または出版社名）をお書き添えください。JST サービス支援センターで確認した上で、招待メールをお送りします。

The screenshot shows the researchmap homepage with a sidebar on the left. A red box highlights the '新規登録について' (About New Registration) link in the sidebar. Another red box highlights the '科研費研究者番号をお持ちでない方向け、新規登録フォーム' (New Registration Form for Researchers Without a Research Fee Number) link in the main content area. The form itself is titled '科研費研究者番号をお持ちでない方向け、新規登録フォーム' and contains the following fields and instructions:

- お名前* (Name): Text input field.
- メールアドレス* (Email Address): Text input field with a '(確認用)' (Confirmation) label and a note: '携帯メール以外のメールアドレスをお書きください。' (Please use an email address other than a mobile email address).
- 所属* (Affiliation): Text input field with a note: '正式名称をお書きください。大学院生の場合には所属学年および研究室もお書きください。非常勤等の場合はその旨をお書きください。' (Please write the formal name. In the case of a graduate student, please also write the affiliated year and research lab. In the case of part-time employment, please indicate that).
- 職名* (Job Title): Dropdown menu with '大学教員' (University Faculty) selected.
- 論文または書籍* (Paper or Book): Text input field with a note: '○研究者であることを確認するため、主要な論文（または書籍）のタイトルとジャーナル・紀要名（または出版社名）を必ずお書きください。' (To confirm you are a researcher, please definitely write the title of your main paper (or book) and the journal/abstract name (or publisher name).) and '○フォームに記載した氏名と論文発表時の氏名に相違がある場合は、コメント欄に発表時の氏名をお書きください。' (If there is a discrepancy between the name entered in the form and the name at the time of paper publication, please write the name at the time of publication in the comment field).

A red arrow points from the '新規登録について' link in the sidebar to the registration form.

②-3. すでに登録のある研究者による招待

研究者番号の有無によらず、すでに researchmap に登録のある研究者からの招待メールによって新規登録を行うことができます。すでに登録のある研究者が researchmap にログイン後、「招待する」リンクより、登録のない研究者に招待メールを送ることができます。

The screenshot shows the researchmap homepage with a sidebar on the left. A red box highlights the '招待する' (Invite) link in the top navigation bar. Another red box highlights the '研究者の招待' (Invitation to Researchers) form. The form contains the following text and fields:

研究者の招待
あなたの研究室のメンバーや共同研究者をresearchmapに招待しませんか？
必要事項を記入すると、あなたの名前で作成した招待メールを送ることができます。

これから招待する方は、研究者ですか？それとも研究コミュニティに参加する研究支援事務員、または修士課程以下の学生ですか？

○研究者 ○研究支援事務員、修士課程以下の学生
研究支援事務員、修士課程以下の学生は、自分の履歴書を持つことは可能ですが、researchmap 会員以外には非公開となります。

招待する研究者名* : [Text input field]
メールアドレス* : [Text input field]

[招待する研究者を追加する](#)

③ パスワード再発行手順

以下の手順でログイン ID・パスワードの再発行ができます。

researchmap トップページ右上の「ログイン」①をクリックし、「パスワード再発行」②をクリックしてください。

登録しているメールアドレスを入力する画面に切り替わりますので、ご自身のメールアドレスを入力し、送信してください。追って、ログイン ID、パスワードをメールで配信します。

researchmap のパスワード再発行手続きの際にエラーが発生する場合は、右下のリンク③をクリックし、お問い合わせフォーム④より、ご連絡ください。

手続きをご案内いたします。<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

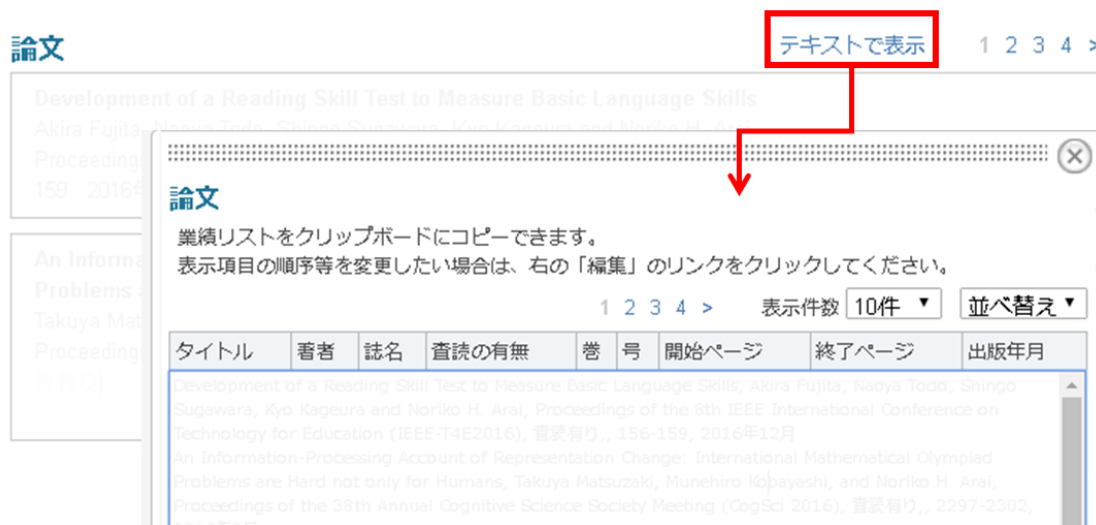
The screenshot shows the researchmap login interface. At the top right, the 'ログイン' (Login) button is circled in red and labeled with a circled ①. Below the login fields, the 'パスワード再発行' (Reset Password) link is circled in red and labeled with a circled ②. Below the login form, there is a section for email input with the text: '登録に使用したメールアドレスを入力し、ボタンをクリックしてください。パスワード取得用のリンクが記載されたメールが登録メールアドレス宛に送られます。' (Enter the email address used for registration and click the button. A link for password retrieval will be sent to the registered email address). The '送信' (Send) button is below this. A red arrow points from the 'パスワード再発行' link to this section. Below the email input section, a link is circled in red and labeled with a circled ③: '再発行できない場合はこちらからお問い合わせください。' (If you cannot reset the password, please contact us from here). A red arrow points from this link to the 'お問い合わせフォーム' (Contact Form) below. The contact form is labeled with a circled ④ and contains the text: '以下の項目を入力して[決定]ボタンを押してください。*印の項目は必須入力項目です。' (Enter the following items and press the [Decision] button. Items with an asterisk are required). The first field is 'お名前(フルネーム)*' (Full Name *).

④ researchmap に登録した業績情報の出力手順

researchmap に登録した業績情報は、(4-1) テキスト形式で表示、(4-2) CSV または XML ファイルでダウンロードすることができます。

④-1. テキスト形式で表示

ご自身のページから、業績情報をテキスト形式で表示する事が出来ます。データをご自身の PC に保存する場合は、画面上のテキストデータをコピー・ペーストしてご活用ください。



④-2. CSV または XML ファイルでダウンロード

researchmap にログインすると、業績種別ごとのファイルを出力し、ご自身の PC に保存する事ができます。

ログイン後、マイポータル右上の「XML」または「CSV」を選択してください。

出力したい業績にチェックを入れ、「決定」をクリックすることで、業績ごとの出力ファイルをダウンロードできます。



16. JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース (JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>) は、国内最大級の研究人材キャリア支援サイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。現在、12 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究開発機関、民間企業等の求人情報を年間 17,000 件

以上掲載しております。研究プロジェクトの推進にあたって高度な知識をもつ研究人材（ポスドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、researchmap の ID、パスワードで JREC-IN Portal にログインできる他、JREC-IN Portal の履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

17. 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年法律第 78 号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率化の推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究開発の効果的な推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・国立研究開発法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。また、大学等においては、競争的研究開発費による研究開発課題において、研究設備・機器の共用を積極的に推進することが求められています。詳しくは、「III. 6. (3) 研究設備・機器の共用促進について」（13 ページ）を参照してください。

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設 （課題申請スケジュール等、利用に関する情報は各施設のご案内をご参照ください。） 大型放射光施設「SPring-8」（毎年 5 月頃、11 月頃に公募） http://user.spring8.or.jp/ X 線自由電子レーザー施設「SACLA」（毎年 5 月頃、11 月頃に公募） http://sacra.xfel.jp/ 大強度陽子加速器施設「J-PARC」（毎年 5 月頃、10 月頃に公募） http://is.j-parc.jp/uo/index.html 「京」を含むハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）システム http://www.hpci-office.jp/	
先端研究基盤共用促進事業 ※平成 28 年度より開始された本事業における情報については、下記 URL をご参照ください。 なお、平成 27 年度で終了した「先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業」における情報についても、下記 URL をご参照ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/shisetsu/index.htm	
ナノテクノロジープラットフォーム	http://nanonet.mext.go.jp/
つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点 (TIA-nano)	http://tia-nano.jp/
創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業 (4 拠点)	http://pford.jp/
ナショナルバイオリソースプロジェクト	http://www.nbrp.jp/
「きぼう」日本実験棟／国際宇宙ステーション http://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/	

18. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

- JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは 先端計測のウェブサイト <http://www.jst.go.jp/sentan/> をご参照ください。

研究成果展開事業
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】

文字サイズ変更 大 中 小
サイト内検索 検索

▶ サイトマップ ▶ 交通アクセス ▶ リンク集 ▶ 新着情報 ▶ お問い合わせ ▶ ENGLISH

プログラムの概要 採択課題 開発成果DB 開発成果の活用・普及促進 公募案内 評価結果

JSTトップ > 先端計測分析技術・機器開発プログラム

事業紹介
▶ 事業紹介パンフレット

研究成果展開事業
先端計測分析技術・機器開発プログラム

先端計測DB 成果集PDF

先端計測HOME > 開発成果データベース

クイック検索(あいまい検索) 検索

詳細検索

開発課題名で検索:

チームリーダー名で検索:

メーカー名で検索:

分野で検索: ☐ ライフ計測 ☐ 材料計測 ☐ 環境計測 ☐ 放射線計測

製品化している: ☐ 製品化している ☐ 製品化していない

この条件で検索

開発成果の一覧 [各結果](#)

前 1 2 3 4 次

成果名	開発課題名	分野	製品
放射線分析用無鉛線圧電素子	放射線環境汚染物質の検出	放射線計測	
超臨界流体抽出/超臨界流体クロマトグラフシステム Nexera UC	微量分析用超臨界流体抽出分離装置の開発	ライフ計測	
放射線分析用無鉛線圧電素子 (フレック状、低濃度)	放射線環境汚染物質の検出	放射線計測	
高分解能定量型プロトタイプ顕微鏡SPM-8000PM	大気中・液中で動作する原子分解能分析顕微鏡	材料計測	
青色カルシウムプローブ [CaTH-2TM/CaTH-2TM AM]	次世代型蛍光プローブの創製を目指した新規蛍光団の開発	環境計測	

成果ピックアップ

※製品化した成果をランダムに表示します

ASTROCAM 7.0 0.0 HS

革新的超広角高感度カメラ...

この成果を詳しく見る

成果集 PDF

放射線計測領域 成果集

先導計測分析技術で防災・環境に貢献する
Contributing through Innovation

成果集2015

これまで開発してきた研究成果を「成果集」として公開しています。最新の成果集はこちらをご覧ください。(成果集2015)

TOPICS

製品化した成果について
先導計測分析技術・機器開発プログラムで製品化...詳しく見る

開発成果のご案内

先導計測分析技術・機器開発プログラムでは、既にいくつかの課題から実用化に利用できる成果を輩出しています。実用化した成果は、最先端の研究開発に活用することができ、製品として購入することができます。それぞれの製品の購入については「開発成果DB(データベース)」をご覧ください。

また、これまで開発してきた成果のうち、まだ実用化に至っていませんが、将来有望な成果(成果集)として公開しています。最新の成果集については、こちらをご覧ください。

開発成果 成果集PDF

これまでの開発の成果がPDFでご覧いただけます(マウスオーバーすると詳細が表示されます)。

成果集

成果集

成果集

成果集

実用化された研究開発ツールを検索できます。

公募に関するお問い合わせ先：

JST 研究開発改革推進部 超電導接合技術公募担当

TEL：03-6272-4004

E-mail: [kaikaku_mirai\[at\]jst.go.jp](mailto:kaikaku_mirai@jst.go.jp)